

第15号(平成30年度秋)掲載記事

第15回 公的年金の給付の種類 (公的年金制度の仕組み-2)

- 1、我が国の社会保障制度は、疾病、負傷、出産、障害、死亡、老齢、失業等を原因とした困窮に対して経済的保障を講じることとなっています。
- 2、そのうち、老齢、障害、死亡に対する所得保障の役割を公的年金制度が担っています。
- 3、公的年金は所得の喪失、または減退に対して給付を行う仕組みになっていて、高齢者に限らず受給することができますが、公平性の観点からそれぞれ受給要件が定まっています

4、給付の種類

区分	基礎年金	厚生年金(共済年金)
老齢	老齢基礎年金 保険料を納めた期間などに応じた額	老齢厚生年金(退職共済年金) 保険料を納付した期間と賃金に応じた額
障害	障害基礎年金 障害等級に応じた額	障害厚生年金(障害共済年金) 障害等級、賃金、加入期間に応じた額
遺族	遺族基礎年金 老齢基礎年金の満額に子の数に応じて加算した額	遺族厚生年金(遺族共済年金) 亡くなった方の老齢厚生(退職共済)年金の3/4の額

消費生活アドバイザー OB 木暮晃治

第16号(平成30年度冬)掲載記事

第16回 被用者年金制度の一元化(年金制度の仕組み-3)

- 1、4つに分かれて運営されていた被用者年金制度は、民間サラリーマンや公務員が「**同じ保険料を負担し、同じ年金給付を受ける**」という年金制度の公平性を確保し、公的年金に対する国民の信頼を高めるため、平成27年10月から**被用者年金制度の一元化が図られました**。
- 3、退職共済年金に関する経過措置

2、一元化の主な内容

- ◆厚生年金に公務員及び私学教職員も加入し、2階部分の年金は厚生年金に統一されました。
- ◆共済年金と厚生年金の給付内容は、基本的に厚生年金に揃えられました。
- ◆共済年金の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率【上限18.3%】に統一されました。
- ◆共済年金にある公的年金としての3階部分「職域部分」を廃止し、新たに「年金払い退職給付」の制度が設けられました。

◆平成27年10月以前に裁定された年金は、従前の規定により取り扱われます。

◆年金の決定と支払のイメージ(退職後、企業で10年間勤務した場合)

共済組合：30年加入	民間企業：10年勤務
共済組合が決定・支払	日本年金機構が決定・支払

◆届書等の受付

各共済組合、日本年金機構のどの窓口でも受け付けます。(ワンストップサービス)

消費生活アドバイザー OB 木暮晃治